

副次的な籍について

	東京都 副籍	埼玉県 支援籍	横浜市 副学籍
名称	副籍	支援籍	副学籍
定義	・都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校(地域指定校)に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流(小・中学校の学習活動や学校行事、地域行事等における交流)や、間接的な交流(学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。	・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、発達障害を含む障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。	・ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組み。
目的	・障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会を実現すること(東京都教育委員会では、「共生地域の実現」として位置付けている)。 ・副籍制度を通じて、将来の共生地域の担い手となる人材を育てること。	・支援籍学習によって、障害のない児童生徒にとっては、同じ地域に住む障害のある児童生徒と学級の一員として一緒に学ぶことにより、「心のバリアフリー」を育む。 ・障害のある児童生徒にとっては、地域との関係を深めるとともに、在籍校(学級)以外の学校(学級)において学ぶことにより、「社会で自立できる自信と力」を育む。	・共に学び育つことができる体制づくりを進め仲間意識を育てる。 ・障害のある子どもは、社会で自立できる力を育むとともに、地域との関係をより深める。 ・障害のない子どもは、「心のバリアフリー」を育む。
対象	・平成27年度入学生より、原則として都立特別支援学校小・中学部に在籍する全ての児童・生徒を対象とする。	・県立特別支援学校小中学部在籍者 ・公立小中・義務教育学校在籍者のうち障害のある児童生徒 いづれも希望する者。 保護者の申し出を受け、校内で対象者を調整の上、先方の学校との間で支援籍実施校連絡会議(両校の校長・コーディネーターによる)等の打合せを経て、実施が決定される。	・市立特別支援学校小中学部在籍者のうち、居住地域の市立小中学校における交流教育の実施を保護者が希望する者。
教育課程上の位置づけ	・「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく。	・実施に当たっては「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく。 ・目標や児童生徒の実態に応じて「特別活動」あるいは「自立活動」や「教科学習」等として位置付け。	・「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく。 ・在籍校の教育課程に位置付ける。
付添い	・直接的な交流を行う際の付き添いは、原則として保護者が行う(保護者の責任下で、ボランティア等が付き添いを行うことも可能)。	・支援籍学習に係る通学においても在籍校の学校管理下として取り扱う。付添いが必要なケースが多いことから、安全上の配慮をしつつ、可能な限り福祉制度やボランティアの活用が図れるよう支援し、保護者の負担軽減に配慮。	・副学籍校への登下校は保護者の責任。 ・副学籍校内における指導は在籍校教員が実施するのが原則。在籍校教員ができない場合には保護者が付き添う。ただし、状態によっては教育上の見地から、両校及び保護者の了解のもと、副学籍校内での付添いを行わないことも認められる。
実施率	・平成27年度 約43%(小・中学部)	【令和元年度:通常学級支援籍実施状況】 ・小中学部:21.9%(実施した市町村の割合:96.8%) ・一人当たり平均実施回数:2.34 ・実施した特別支援学校の割合:97%	・小学部:35%、中学部:10%【R3.2.1】